

仕様書

NEDO イノベーション推進部

1. 件名

研究開発型スタートアップ支援事業／我が国における研究開発型スタートアップエコシステム構築に係る検討（調査委託）

2. 目的

我が国では、ベンチャーキャピタル、大企業、インキュベーター等から構築されるスタートアップエコシステムが未発達であり、優れたシーズ技術が存在しても、それらを起業に結びつけ、成功まで導くまでに数多の困難がある。また、新たな価値創造は多くの失敗の上に成り立つという社会的コンセンサスがなから起業家精神が育たず、スタートアップ企業の興隆が見られない。

研究開発型スタートアップ企業の活性化に向けては、新事業を創出しようという起業家に対し、ハンズオンによる経営・事業化のサポート、事業資金を供給する金融機関等との連携などその事業化支援を強化していくことが重要である。

そこで本調査では、起業家候補・研究開発型スタートアップ企業等への事業化支援に関する調査を実施することで、我が国のベンチャーエコシステムの形成に寄与し、将来的に我が国産業の競争力強化に資することを目的とする。

3. 内容

本調査では、国内の大学発起業家候補等に対する起業支援プログラム（Technology Commercialization Program。以下「TCP」という。）を以下①から⑦に示す内容を中心に実施及び効果検証を行う。調査の実施状況はNEDOと密に共有及び報告を行い、調査の方向性について適宜確認を行うとともに、追加で実施すべき事項が発生した場合には協力して対処する。また、NEDOの他、外部有識者、関係省庁等との密接な連携の下で実施するものとする。本事業において得られたプログラム参加者情報は、NEDOに共有すること。共有された情報はNEDOの判断において、各連携期間へ共有する場合がある。

- ① TCPとの連携が期待される各地のピッチイベント等（公的機関・大学・自治体・民間機関が主催する、特に研究開発型のテーマの応募が期待される各地域におけるビジネスプランコンテスト等、20件程度を想定）の洗い出しと共に、先方事務局窓口とNEDOとの橋渡しを実施すること。
- ② TCP連携イベントにおいて、NEDOがNEDO賞を付与、もしくは連携先からの推薦等により選出された個人またはチームを（以下、「プログラム参加者」という。）を対象に以下の支援を行う。選出方法についてはNEDOの指示の元、決定する。
 - (1) 支援開始から支援終了までのプログラム参加者の管理調整業務。
 - (2) プログラム参加者に対して、ビジネスプラン構築等、起業に係る研修を実施する

とともに、個別のメンタリングを提供すること。これらを組み合わせることにより、学習機会と環境を提供すること。メンタリングについては、ビジネスプランの更なるブラッシュアップや事業化に資する観点から、定期的に複数回実施するよう調整すること（メンタリングを実施可能なメンターの手配・委嘱及び謝金・交通費等の支払いを含む）。

- (3) プログラム参加者が一堂に会し、投資家等一般の参加者の前で学習成果を発表する一次審査会を企画・運営・開催すること（1回10～20件程度のプログラム参加者が登壇する規模として、2回程度の開催を想定）。
 - (4) 一次審査会の優秀者を対象とした最終審査会を企画・運営・開催すること（10件程度が登壇する規模を想定）。
 - (5) 最終審査会での協賛先の探索と協賛方法についてNEDOと検討し、審査会に反映させる。
 - (6) 最終審査会での審査基準は、事業化支援人材の伴走支援による起業支援（NEDO Entrepreneurs Program。以下「NEP」という。）に準じて行い、NEPへの繋ぎ込みを意識したものとする。ただし、2021年度プログラム参加者に対しては、2022年度の本事業に相当する事業の受託先へメンタリングに必要となる情報等を引き継ぐものとする。
- ③ 想定する連携イベントと一次審査・最終審査会まで全体のスケジュール管理含めた、運営計画の立案・管理を行う。なお、連携するイベント等の実施における運営補助を行うこともある。
 - ④ TCPのPDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルの反映・改善を行うことを目的に、過去の実施を含むプログラム参加者に対し、定期的なアンケートを実施し、NEDOにまとめて報告すること。
 - ⑤ プログラム参加者の継続的な活動情報（起業、資金調達、他イベントでの表彰などの活動情報等）をフォローし、NEDOに報告すること。
 - ⑥ 起業支援プログラムに必要な起業支援人材等のネットワークを構築すること。起業家候補をサポートするメンターに起業家候補が簡単にアクセスできるよう、広く起業支援人材等のネットワークを構築し、全国に拡大していくこと。
 - ⑦ 上記支援プログラムを実施する中での課題や効果等の抽出・分析・検証を行う。①から⑥を通じ、大学発スタートアップ企業及び研究開発型スタートアップ企業の更なる創出を目指す上での課題及び支援の在り方を検討すること。

4. 調査期間

NEDOが指定する日（2020年度）から2022年3月31日まで

5. 予算額

7,000万円以内/2年間（2022年3月31日まで）

6. 報告書

2020 年度終了時には、中間年報の電子ファイル（PDF ファイル形式）を、2021 年度終了後には成果報告書の電子ファイル（PDF ファイル形式）を CD-R 等の不揮発性媒体に記録し、1 枚を所定の期日までに提出。

提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出すること。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

調査により得られた資料は、電子媒体で一식을別途提出すること。

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。